

福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター 動画制作業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「県」という）が委託する福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター動画制作業務（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター動画制作業務

2 目的

福島県環境創造センター（以下「センター」という。）は原子力災害からの「環境の回復と創造」に向けた取組を行う総合的な拠点として整備した施設である。センター交流棟であるコミュニティ福島は、未来を担う子どもたちが「放射線や本県の環境等について学び、自ら考え、主体的に判断し行動する力」や「本県の状況を適切に理解できる力」を身に付けるため、展示や体験研修等を活用した学習を提供してきた。

本業務は、コミュニティ福島が令和 8 年 7 月 21 日に開館 10 周年を迎えることを記念して、福島県の環境を切り口として未来に希望を持つことができるような内容であって、交流棟の展示”環境創造シアター”で上映可能な 360 度全方位動画を制作するものである。

なお、本業務の制作にあたっては県内の若者世代と連携して実施するとともに、上映イベントの広報及び上映会当日の運営を含むものとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容

受注者は以下の（１）～（６）を踏まえ、本業務に係る一連の業務を行うこと。

受注者は業務の遂行にあたり、発注者と十分協議の上、実施すること。

（１）制作する動画

ア 動画制作

受注者は、以下（ア）～（キ）を踏まえ、県内の大学または専門学校（以下「連携大学等」という。）と協働で制作を行うこと。また、連携大学等の提案は受注者が行うこととする。なお、受注者は業務の遂行にあたり発注者と十分協議の上、実施すること。

（ア）期間

契約締結日～令和 9 年 1 月 29 日（金）までに動画を制作し、環境創造シアターで上映可能な状態にすること。

（イ）尺

5 分程度とすること。

（ウ）データ形式等

下記の条件を基に動画を制作すること。

- ・動画形式：エクイレクタングラー（正距円筒図法）形式（16:9 または 2:1）
- ・解像度：4K（3840px×2160px）
- ・フレームレート：30fps または 60fps
- ・ファイル形式：MP4
- ・音声形式：ステレオ（2ch）

(エ) 連携大学等との協働

下記の作業は基本的に連携大学等の学生（以下「学生」という。）が行い、内容は都度、発注者と調整し決定する。

- ・動画のシナリオ作成
- ・素材作成
- ・動画編集

(オ) 動画制作における留意点

- ・国内外の幅広い年齢層を対象とした動画を制作するものとし、視聴者に分かりやすい内容となるよう工夫すること。
- ・効果音及びBGM等は、視聴者の興味を動画へ引き込むようなものを選択すること。
- ・VRシネックスに配慮すること。
- ・事後広報での活用のため、学生による動画制作作業について動画・静止画で記録すること。

(カ) 制作する動画の具体的な内容

- ・福島を環境を切り口として未来に希望を持つことができる内容とすること。
- ・CG合成技術等を用いたデジタル動画とすること。
- ・学生の視点やアイデアが盛り込まれる動画制作とすること。

(キ) 受注者は、動画の制作にあたり次の書類を提出し、発注者の承諾を得ること。

- ・動画のシナリオ及び動画コンテ（構成台本）

※当該シナリオ等については、発注者の承諾後も確定されたものとせず、学術上・教育上等の見地から、動画制作中においても変更を指示することがある。

イ 講義

動画制作にあたり、下記を踏まえ学生が動画制作の方法やポイント等を学ぶことができる講義を実施すること。

(ア) 期間、頻度等

契約締結日～令和8年11月までの間において4回以上実施

(イ) 時間

1講義あたり45分程度

(ウ) 方法

オンサイトまたはオンライン

(エ) 会場（オンサイトの場合）

コミュニティ福島の会議室や連携大学等の講義室等

(オ) 対象

動画制作に協力していただく学生

(カ) 内容

動画制作をする上で必要な学びを含む内容とすること。ただし、詳細は、発注者及び受注者で十分協議の上、決定すること。

(キ) 受注者は、講義の実施にあたり次の書類を提出し、発注者の承諾を得ること。

- ・講義テキスト及び進行台本

ウ 制作動画の公開イベント企画運営

受注者は下記（ア）～（オ）を踏まえ、本業務にて制作した動画を公開するイベントを開催すること。また、本業務にはイベント周知に係る業務を含むものとする。

(ア) 時期

令和9年1月～令和9年3月12日（金）までの間において1日以上実施すること。

(イ) イベントタイトル

開催するイベントのタイトルについて、発注者と協議の上、決定する。

(ウ) 会場

コミュタン福島

(エ) 対象

コミュタン福島の来館者

(オ) 内容

- ・環境創造シアターでの上映を1日当たり6回程度実施すること。
- ・学生による動画制作の過程について、パネルや動画等を用いて来場者に分かりやすく発信すること。
- ・イベントの企画立案、関係者との調整、当日の運営等、イベントの実施に関わる一連の業務を行うこと。なお、イベントの企画立案にあたっては、参加者の興味や関心を惹きだすような内容とすること。
- ・イベント開催に係る会場の設営、撤去及び必要設備・物品のデザイン・制作・設置・撤去を行うこと。
- ・イベント開催に必要な資材の調達や印刷物の制作等においては、可能な限り県内事業者を利用するように努めること。
- ・イベント開催にあたっては、運営マニュアルを作成し、これに基づき適切な運営管理を行うこと。
- ・来場促進のため、チラシを配布するなど効果的な広報活動を行うこと。

(2) 総括責任者

受注者は、本業務を行うにあたって十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。

(3) 進行管理

受注者は、常に本業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。また、発注者との間で随時打合せを行うものとする。

(4) 報告等

受注者は、発注者が本業務の進行状況について説明を求めた場合は、速やかに進行状況等について報告しなければならない。

(5) 対外交渉

受注者は、この業務の進行に際し、官公署・各種団体・出演者・その他第三者に対して説明あるいは交渉を要する場合または、説明を求められた場合には、速やかに発注者に連絡し、その取扱いについて、発注者の指示を受けるものとする。

(6) 成果品に係る権利

ア 本業務において作成された一切の成果品に関する権利は全て福島県に帰属する。特に著作権の取扱いについては、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を福島県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に受注者または第三者が従前から著作権その他の知的財産権を有していたものが含まれる場合は、当該著作権その他の知的財産権は受注者または第三者に留保されるものとする。

イ 動画に使用する音楽・効果音等の著作権に関して、受注者の負担において一切の処理を行うものとし、動画の上映後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。

ウ 制作した動画の環境創造シアターにおける上映の他、他館等における利用並びに上記目的及び保存を目的に成果品等からの別媒体への複製についても、受託者の承諾を得ずに発注者が独自に行えるものとする。

5 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

ア 業務着手届（様式第1号）

イ 責任者・担当者一覧（任意様式）

ウ 工程表

エ その他、発注者が業務に必要と認める書類

(2) 受注者は、業務が完了したときは、遅延なく次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

ア 業務完了届（様式第2号）

イ その他、発注者が業務内容の確認に必要と認める書類

6 成果品

成果品は以下のとおりとし、福島県環境創造センター総務企画部企画課に提出する。なお、成果物の提出後1年間は保証期間とし、当該期間中に材料および制作中の欠陥による不具合が生じた場合は、受注者の責任において、無償で代替品の提供等処理を行うものとする。

(1) 委託業務報告書（A4判（製本）） 1部

(2) 動画資料等を収めた電子媒体 一式

7 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

ア 受注者は、委託の履行に際し、委託業務の全てを一括して第三者に委託することができ

ない。

イ 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

ウ 契約書の各条項または本仕様書に定める事項については、受注者と同様に再委託先においても厳守するものとし、再委託先がこれを厳守することに対して、受注者は一切に責任を負う。

(2) 履行の確認

受注者は、業務が完了した場合、発注者の検査を受けなければならない。

(3) 秘密の保持

ア 受注者は、本契約の履行に際して知り得た業務の内容を、第三者に漏らしてはならない。

イ 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(4) 個人情報の取扱い

ア 発注者が保有する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て発注者の保有個人情報であり、発注者の許可なく複写、複製または第三者へ提供してはならない。

イ 委託期間の満了後は、受注者は、発注者の保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものも含む）を発注者に返却するものとする。

8 その他

(1) 本業務の遂行にあたっては、発注者と協議しながら作業を進めること。

(2) シナリオ、コンテの制作にあたっては、受注者は、発注者と綿密な連絡・調整を行い、十分に発注者の制作意図が反映されたものとする。

(3) 発注者が受注者に対して貸与したものは、履行後速やかに返却すること。

(4) 本業務の実施に伴い他に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき内容を除き、全て受注者の責任において処理すること。

(5) 本業務を行うにあたり必要となる機材、消耗品等に要する経費、現地調査経費、既存動画・画像・音楽・効果音等の仕様に係る経費、撮影・編集の段階に用いる特殊な技術、その作業に要する経費などは、請負金額の範囲内で受注者が一切の処理をすること。

(6) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたり必要な事項については、受注者の責任の下で充足すること。

(7) 受注者は、本仕様書に定めのない事項については、必要の都度、発注者と協議して定めるものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

環境創造センター所長

受託者 住 所
名 称
代表者

業 務 着 手 届

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務について、着手したので届け出ます。
記

1 委託業務名称

福島県環境創造センター交流棟10周年記念環境創造シアター動画制作業務委託

2 契約金額

円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

3 委託の期間

着 手 : 令和 年 月 日

履行期限 : 令和 9 年 3 月 31日

4 着手年月日

年 月 日

令和 年 月 日

環境創造センター所長

受託者 住 所
名 称
代表者

業 務 完 了 届

令和 年 月 日付で契約した業務について、下記のとおり完了したので届け出ます。
記

1 委託業務名称

福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念環境創造シアター動画制作業務委託

2 契約金額

円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

3 着手及び完了年月日

着手：令和 年 月 日

完了：令和 年 月 日

4 成果品等

事業実施報告書、制作物及び記録データ (別添のとおり)

(別紙) コミュタン福島 イベント使用可能エリア

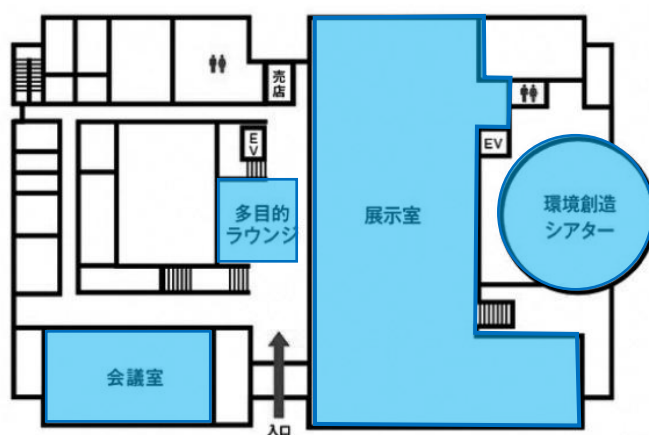
本委託業務においては、下記のエリアを使用したイベントが開催可能である。下記に示すエリア以外を使用する場合は、発注者の了承を得るものとする。

なお、施設の詳細は、コミュタン福島ホームページより確認できる。

https://com-fukushima.jp/facility/facility_00.html

下記エリア以外に、イベント等で出演する講師、運営スタッフ等の控え室については、別途用意可能である。

1 F 使用可能エリア：会議室、多目的ラウンジ、展示室、環境創造シアター



2 F 使用可能エリア：ホール、学習室A、学習室B、セミナー室A、セミナー室B、特別室、多目的会議室、観察テラス

